

## 中小企業のみなさまへ

### ご存じですか？

経済産業省は、リース会社<sup>(\*)</sup>に対して、リース料の支払猶予や契約期間延長等に関する要請を出しています。

<sup>(\*)</sup>(社)リース事業協会に所属するリース会社

#### 中小企業に対するリースの支払猶予について 〔経済産業大臣要請文（要旨）〕

- 我が国経済の基礎を支える中小企業の経営安定化は、引き続き重要な課題です。
- リース事業者においては、中小企業から支払猶予や契約期間延長の申込みがあった場合には、リース対象機器等の使用可能期間を考慮しつつ、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をしていただくことが期待されます。

本文は、経済産業省ホームページをご覧ください  
(<http://www.meti.go.jp/press/20100416010/20100416010.html>)

(※)この要請は、法律に基づくものではないため、支払猶予の要請に応じるか否かは、最終的にリース事業者が、事業環境等を踏まえて判断することとなります。

### 困ったらまず、ご相談を！

#### お問い合わせは

(社)リース事業協会 リース相談専用ダイヤル

電話番号 03-3234-2801

受付時間 平日 10:00-12:00 13:00-16:00

URL <http://www.leasing.or.jp/>

(要請文の内容・趣旨に関しては、下記まで)  
経済産業省商務流通グループ取引信用課  
Tel:03-3501-2302